

中小企業者向け融資のしおり

〈千葉県制度融資のご案内〉

千葉県制度融資は、低利かつ長期固定で借りられる、中小企業者のみなさまを対象とした融資制度です。

- ✓ 預金の拘束はありません。
- ✓ 金融機関や保証協会等の審査があります。



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

金利を0.2%引き下げました。(一部資金を除く)
創業資金信用保証料補助金を新設しました。

< 目 次 >

1	県制度融資のしくみ	P 2
2	県制度融資の対象者	P 2
3	中小企業者・創業者とは	P 2
4	県制度融資の対象外となる業種・資金用途	P 3
5	申込先	P 3
6	県制度融資資金一覧	P 4
7	申込みに必要な書類	P 8
8	信用保証協会の保証限度額について	P 9
9	県制度融資に対する補助等	P10
10	返済期間の延長・借換え	P10
11	千葉県信用保証協会について	P12
12	他機関の融資等	P12

<お問い合わせ先>

融資の申込み先……最寄りの取扱金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会
県制度融資の内容……千葉県商工労働部経営支援課 (TEL 043-223-2707)

ホームページ (<http://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/chuushou-yuushi/yuushiseido/index.html>)

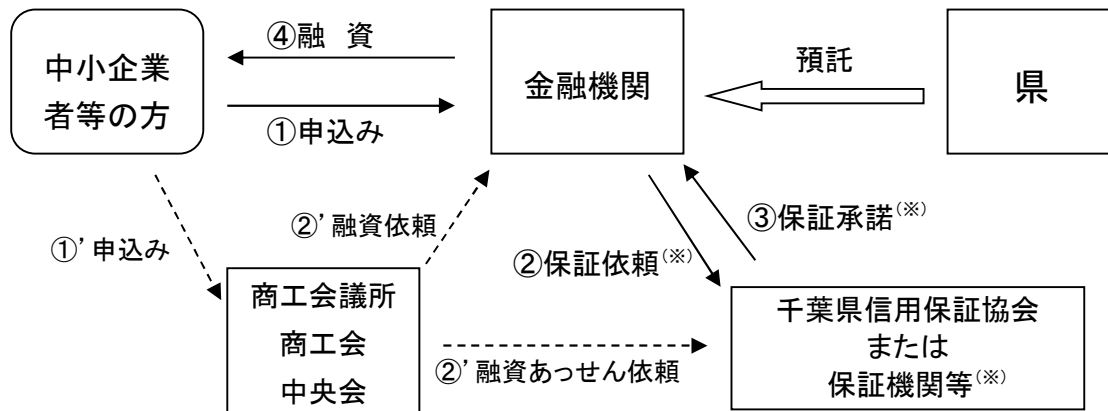
千葉県制度融資

信用保証制度の内容……千葉県信用保証協会
本店 (TEL 043-221-8111)
松戸支店 (TEL 047-365-6010)

1 県制度融資のしくみ

県制度融資は、金融機関、千葉県信用保証協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等との連携と協力のもとで行われています。

県は、金融機関に貸付原資の一部を預託することで、金利の低減をはかっています。



※事業資金(動産担保融資枠)では、千葉県信用保証協会の役割を保証機関等(動産担保の評価を行う機関並びに動産担保の引取(買取)予約及び債務保証を行う機関)が行います。

2 県制度融資の対象者

県内で事業を行う中小企業者(個人、会社、NPO法人、組合等)の方及び新規創業される方が対象です。

※事業資金、サポート短期資金の利用は、同一事業を1年以上営んでいることが必要です。

※創業資金は、創業後5年未満の方が対象です。

3 中小企業者・創業者とは

(1) 中小企業者

① 中小企業信用保険法(以下「法」という。)第2条第1項第1号に規定する会社・個人

業種	資本金または出資金	従業員
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種(製造業・建設業等)	3億円以下	300人以下

② 法第2条第1項第2号に規定する会社・個人

業種	資本金または出資金	従業員
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

※①、②とも資本金または出資金、従業員のいずれかの要件を満たしていれば中小企業者です。

③ 法第2条第1項第5号に規定する法人

業種	資本金または出資金	従業員
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

④ 法第2条第1項第6号に規定するNPO法人

業種	資本金または出資金	従業員
小売業	—	50人以下
卸売業・サービス業	—	100人以下
その他の業種	—	300人以下

⑤組合(法第2条第1項第3号、4号、7号～11号に規定する組合)

事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、
商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、
酒類業組合、内航海運組合、内航海運組合連合会 等



※ 組合によっては構成員、業種、資本金(出資金)等に制限があります。

【小規模企業者とは】

中小企業者等のうち、以下の要件を満たす方(組合については、一部の組合に限る)

業 種	従 業 員
商業(卸売・小売業)・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)	5人以下
上記以外の業種	20人以下

※NPO法人の場合、宿泊業・娯楽業は従業員5人以下となります。

(2)創業者

- ①事業を営んでいない個人で、1月※以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する方
 - ②事業を営んでいない個人で、2月※以内に新たに会社(会社以外は対象外となります)を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有する方
- ※認定特定創業支援事業(市町村等が実施する創業に係る継続的な支援)を受けた方は6月

4 県制度融資の対象外となる業種・資金使途

(1)対象外となる業種(信用保証協会の保証対象外業種)

農林漁業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く)、
金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く) 等

(2)対象外となる資金使途

- 投資資金 (法人設立又は増資のための出資金を含む)
 - ※事業承継にかかる株式(自己株式を含む)取得資金については、融資対象となります。
 - 借換え資金(県制度内の借換制度を利用する場合を除く)
 - 転貸資金 (サポート短期資金のうち組合転貸を除く)
 - 系列や取引先の債務を肩代わりするための資金、県外資金、生活資金等
 - 転売を前提とした土地購入資金
- ※事業用地に限って融資対象となります。なお、土地の先行取得は、1年以内に事業所又は工場の建設に着工する等の制限があります。

5 申込先

商工会議所、商工会、中小企業団体中央会及び以下の取扱金融機関で申込受付をしております。

取扱金融機関

- (地方銀行) 千葉・千葉興業・京葉・群馬・常陽・筑波・きらぼし・阿波・東日本・東京スター
- (信用金庫) 千葉・銚子・東京ベイ・館山・佐原・水戸・朝日・東京シティ・東京東・東栄・亀有
小松川・城北
- (信用組合) 房総・銚子商工・君津・第一勧業・ハナ・横浜幸銀
- (都市銀行) みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな
- (信託銀行) 三井住友
- (中小企業専門金融機関) 商工組合中央金庫



番号	資金名	融資対象者	資金用途	融資限度額	償還方法及び融資(据置)期間	
1	事業資金	一般枠	(1)業歴1年以上の中小企業者等の方であって、店舗、工場等の新築、増改築、各種機械設備の購入の資金を必要とする方	設備資金	1中小企業者等 1億円以内	割賦償還 10年(1年)以内
			(2)業歴1年以上の中小企業者等の方であって、原材料、商品の購入等の資金を必要とする方	運転資金	1中小企業者等 8,000万円以内	割賦償還 7年(1年)以内
		動産担保融資枠	(3)業歴1年以上の中小企業者等の方であって、各種機械設備、車両等の購入の資金を必要とする方	設備資金	1中小企業者等 1億円以内	割賦償還 10年(1年)以内
2	サポート短期資金	小口零細企業保証枠	業歴1年以上の小規模企業者の方で、かつ信用保証協会の保証債務残高の合計が2,000万円以内<注1>のもので一時的な資金を必要とする方<注8>		1小規模企業者 1,200万円以内	一括償還 6ヶ月以内
		一般枠	上記以外の業歴1年以上の中小企業者の方であって、一時的な資金を必要とする方	運転資金	1中小企業者 1,200万円以内<注2> 1組合 1,800万円以内<注2> (組合員への転貸 1,200万円×希望組合員数)	割賦償還 1年以内
		売掛債権活用枠	業歴1年以上の中小企業者等の方であって、取引先事業者に対する売掛債権を担保とした一時的な資金を必要とする方		1中小企業者等 5,000万円以内<注3>	一括償還 1年以内
3	小規模事業資金	小口零細企業保証枠	小規模企業者の方で、かつ信用保証協会の保証債務残高の合計が2,000万円以内<注1>で事業経営上の資金を必要とする方<注8>	設備資金	1小規模企業者 2,000万円以内	割賦償還 10年(1年)以内
				運転資金		割賦償還 7年(1年)以内
		一般枠	小規模企業者の方であって、上記を超える資金を必要とする方	設備資金	1小規模企業者 5,000万円以内<注2>	割賦償還 10年(1年)以内
		運転資金	割賦償還 7年(1年)以内			
4	創業資金 <注8>	一般枠	(1)創業者又は創業後5年未満の中小企業者の方	設備資金	創業者又は1中小企業者 3,500万円以内 <注4> (運転資金は2,500万円以内)	割賦償還 7年(1年)以内
				運転資金		割賦償還 5年(1年)以内
		経験・資格枠	(2)上記(1)のうち以下の要件に該当し、かつ3,500万円を超える資金を必要とする方 ①同一企業に継続して3年以上勤務、又は同一業種の企業に5年以上勤務し、独立して同一業種の事業を創業 ②法律に基づく資格を取得した者で、その資格を活かして、新たな事業を創業	設備資金	創業者又は1中小企業者 上記融資限度額にプラス 2,500万円以内	割賦償還 7年(1年)以内
5	挑戦資金 <注8>	一般枠	(1)中小企業者等の方であって、中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けた事業を行うための資金を必要とする方	設備資金	1中小企業者等 1億円以内 (運転資金は5,000万円以内)	割賦償還 10年(3年)以内
			(2)中小企業者等の方であって、地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定を受けた事業を行うための資金を必要とする方	運転資金		割賦償還 7年(2年)以内
6	経営力強化資金	一般枠	認定経営革新等支援機関<注5>の支援を受けて事業計画を策定した中小企業者等の方であって、事業計画に基づく事業を実施するための資金を必要とする方	設備資金	1中小企業者等 8,000万円以内	割賦償還 7年(1年)以内
				運転資金		割賦償還 5年(1年)以内

<注1> 小口零細企業保証は、信用保証協会の保証債務残高(県制度融資のサポート短期資金及び小規模事業資金を含む)の合計が
<注2> 既に小口零細企業保証枠を利用している場合は、その小口零細企業保証枠による融資額を含めます。
<注3> 限度額は、サポート短期資金の小口零細企業保証枠及び一般枠の融資分とは別に5,000万円以内となります。
<注4> 創業者について融資額を自己資金の同額までとする取扱いについては、2,000万円の融資額を限度として緩和しています。なお、審査の結果
<注5> 国の認定を受けた外部の専門家(税理士、地域金融機関等)で、事業計画の策定や事業実施に係る指導・助言を行います。
<注6> 他の県制度融資(保証付き)から借換える場合は、10年以内(据置1年以内)。
<注7> 100%保証からの借り換えで既往借入金の範囲の場合、金利が融資期間3年以下で年1.0%、3年超-5年以下で年1.0%、
<注8> NPO法人はご利用になれません。ただし、小口零細企業保証枠については、NPO法人が医業を主たる事業とする小規模企業者である

融資利率（固定金利）		信用保証	保証料率	保証人	担保	申込受付機関	その他
3年以下	年1.4% (1.0%~1.9%)	(必要により) 普通保証	年 0.45% ~1.9%	法人代表者以外原則不要 (協会保証を付けない 場合は金融機関所定)	金融機関又は 信用保証協会 所定	商工会議所 商工会 中央会 金融機関	融資期間が3年以下については 1.0%~1.9% の範囲内、 3年超については ±0.5%の範囲 内で金融機関が金利を決定します。 動産担保融資枠については、手数料補助あり(P10 ⁹ 参照)
3年超-5年以下	年1.6% ±0.5%	(必要により) 普通保証	年 0.45% ~1.9%	法人代表者以外原則不要 (協会保証を付けない 場合は金融機関所定)	金融機関又は 信用保証協会 所定		
5年超-7年以下	年1.8% ±0.5%	—	—	法人代表者 以外原則不要	動産担保 (機械設備、車両等に 限る)		
7年超	年2.0% ±0.5%						
年1.0%		小口零細 企業保証 (100%)	年 0.45% ~2.15%	法人代表者 以外原則不要	原則無担保 (必要により 物的担保が 必要)	商工会議所 商工会 中央会 金融機関	
年1.0%		普通保証	年 0.40% ~1.85%				
年1.2%		流動資産 担保融資 保証 (個別保証)	年 0.63%		売掛債権		手形貸付による 融資
3年以下	年1.0%	小口零細 企業保証 (100%)	年 0.5% ~2.2%	法人代表者 以外原則不要	無担保	商工会議所 商工会 中央会 金融機関	特別小口保険 の適用を受ける 個人の保証料率 は、年1.0%
3年超-5年以下	年1.2%						
5年超-7年以下	年1.4%						
7年超	年1.6%						
3年以下	年1.3%	普通保証	年 0.45% ~1.9%	法人代表者 以外原則不要	無担保	商工会議所 商工会 中央会 金融機関	
3年超-5年以下	年1.5%						
5年超-7年以下	年1.7%						
7年超	年1.9%						
3年以下	年1.0%	創業又は 創業等関 連保証 (100%)	年 0.4%	法人代表者 以外原則不要	無担保	商工会議所 商工会 中央会 金融機関	保証料の補助あり (P10 ⁹ 参照)
3年超-5年以下	年1.0%						
5年超-7年以下	年1.2%						
3年以下	年1.1%	普通保証	年 0.45% ~1.9%	法人代表者 以外原則不要	金融機関又は 信用保証 協会所定	商工会議所 商工会 中央会 金融機関	
3年超-5年以下	年1.3%						
5年超-7年以下	年1.5%						
3年以下	年1.1%	(必要により) (1)経営革新 関連保証 (2)商店街 活性化事業 関連保証	年 0.68%	法人代表者以外原則不要 (協会保証を付けない 場合は金融機関所定)	金融機関又は 信用保証 協会所定	商工会議所 商工会 中央会 金融機関	
3年超-5年以下	年1.3%						
5年超-7年以下	年1.5%						
7年超	年1.7%						
3年以下	年1.1%	経営力 強化保証	年 0.45% ~2.0%	法人代表者 以外原則不要	金融機関又は 信用保証 協会所定	商工会議所 商工会 中央会 金融機関	<注7>
3年超-5年以下	年1.3%						
5年超-7年以下	年1.5%						
7年超 <注6>	年1.7%						

2,000万円となるまで100%保証される制度です。

果、一定の自己資金が必要となる場合があります。

5年超-7年以下で年1.2%、7年超で年1.4%となります。
場合は利用できます。

番号	資金名	融資対象者	資金使途	融資限度額	償還方法及び融資(据置)期間	
7	セーフティネット資金	震災復興枠	東日本大震災の被害を受け、被災施設の復旧等又は経営の安定のための資金を必要とする中小企業者等で、次のいずれかに該当する旨、市町村長の認定等を受けた方(※2020.3.31 貸付まで) (1)事業所等が直接的被害を受けた方<注9> ただし、特定被災区域外で被害を受けた方は被災施設の復旧等のための資金の利用に限ります。 (2)特定被災区域内に事業所を有し、震災後の最近3カ月の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期比10%以上減少した方	設備資金	1中小企業者等 8,000万円以内	割賦償還 10年(2年)以内
			運転資金	割賦償還 7年(2年)以内		
		危機関連保証枠	突発的に生じた大規模な経済危機や災害等により発動された危機関連保証(中小企業信用保険法第2条第6項)に係る市町村長の認定を受けた中小企業者	設備資金	1中小企業者等 8,000万円以内	割賦償還 10年(2年)以内
				運転資金		割賦償還 7年(2年)以内
		激甚災害枠	地震・津波等の災害により多大な被害を被った激甚災害法の対象地域において直接被害を受けた方	設備資金	1中小企業者等 8,000万円以内	割賦償還 10年(1年)以内
				運転資金		割賦償還 7年(1年)以内
		市町村認定枠	中小企業者等の方であって、経営安定関連保証(中小企業信用保険法第2条第5項)に係る市町村長の認定を受けた方(P9 8 ②参照) 1号:連鎖倒産防止 2号:取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 3号:突発的災害(事故等) 4号:突発的災害(自然災害等) 5号:業況の悪化している業種(全国的) 6号:取引金融機関の破綻 7号:金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整 8号:金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡	設備資金	1中小企業者等 8,000万円以内	割賦償還 10年(1年)以内
				運転資金		割賦償還 7年(1年)以内
	設備資金					1中小企業者等 8,000万円以内
	運転資金			割賦償還 7年(1年)以内		
	一般枠	中小企業者等の方であって、次の各号のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じている方又は復旧のための資金を必要とする方 (1)最近3ヵ月又は6ヵ月の売上高が直近3年間のいずれかの同期比3%以上減少している方 (2)取引先企業の倒産に伴い、売掛債権が回収困難となっている方 (3)組合員の経営破綻により資金繰りに支障を生じている方(組合に限る) (4)県が指定する災害により被害を受けた方	設備資金	1中小企業者等 8,000万円以内	割賦償還 10年(1年)以内	
			運転資金		割賦償還 7年(1年)以内	
	8	再生資金<注8>	千葉県中小企業再生支援協議会等の支援<注10>を受けて事業計画を策定した中小企業者等の方であって、計画の実施に要する資金を必要とする方	設備資金 運転資金	1中小企業者等 6,000万円以内	割賦償還 7年(1年)以内
	9	事業承継資金	中小企業経営承継円滑化法に基づく認定(金融支援)を受けた中小企業者等	設備資金 運転資金	1中小企業者等 8,000万円以内	割賦償還 10年(1年)以内 割賦償還 7年(1年)以内
	10	観光施設資金	観光事業を営む中小企業者等の方であって、本県観光客の増加及びサービスの向上等に資するものとして県が承認した観光施設の整備(新設、改修)<注11>に要する資金を必要とする方	設備資金	1中小企業者等 1億円以内	割賦償還 12年(2年)以内
	11	環境保全資金	中小企業者等の方であって、環境保全に資するものとして県が認定した事業<注12>に要する資金を必要とする方	設備資金 運転資金	1中小企業者等 5,000万円以内	割賦償還 10年(1年)以内 割賦償還 7年(1年)以内
12	障害者雇用推進資金	障害者の雇用に積極的な中小企業者等の方であって、県が認定<注13>した中小企業者等の方	設備資金 運転資金	1中小企業者等 3,000万円以内	割賦償還 10年(1年)以内 割賦償還 7年(1年)以内	

<注9>直接的な被害を受けた方は、原発事故にかかる警戒区域等内に事業所を有する方を含みます。

<注10>信用保証協会による経営サポート会議、千葉中小企業再生ファンド、千葉県産業復興相談センター等による支援を含みます。

<注11>事前に、融資対象事業の承認を受ける必要があります。県商工労働部観光企画課(TEL 043-223-2416)に

<注12>事前に、融資対象事業の認定を受ける必要があります。県環境生活部環境政策課(TEL 043-223-4135)に

<注13>事前に、県の「フレンドリーオフィス認定事業所」の認定や融資対象者であることの確認が必要となります。県商工労働

<注14>経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、経営承継準備関連保証及び特定経営承継準備関連保証となります。

<注15>100%保証からの借り換えで既往借入金の場合、金利が融資期間3年以下で年1.0%、3年超～5年以下で年1.0%、

融資利率(固定金利)		信用保証	保証料率	保証人	担保	申込受付機関	その他
3年以下	年1.0%	東日本大震災復興緊急保証 又は 災害関係保証 (100%)	年 0.65%	法人代表者 以外原則不要	金融機関 又は信用 保証協会 所定	商工会議所 商工会 中央会 金融機関	千葉県内の 特定被災区 域について (P9 参照)
3年超-5年以下	年1.0%						
5年超-7年以下	年1.2%						
7年超	年1.4%						
3年以下	年1.0%	危機関連保証 (100%)	年 0.75%				
3年超-5年以下	年1.0%						
5年超-7年以下	年1.2%						
7年超	年1.4%						
3年以下	年1.0%	災害関係保証 (100%)	年 0.75%				
3年超-5年以下	年1.0%						
5年超-7年以下	年1.2%						
7年超	年1.4%						
3年以下	年1.0%	経営安定 関連保証 (5号、7号、8号 を除き 100%)	年 0.75% ※5号、7号、8 号の場合 年0.63%				
3年超-5年以下	年1.0%						
5年超-7年以下	年1.2%						
7年超	年1.4%						
3年以下	年1.1%	普通保証	年 0.4% ~1.85%				
3年超-5年以下	年1.3%						
5年超-7年以下	年1.5%						
7年超	年1.7%						
3年以下	年1.1%	事業再生 計画実施 関連保証	年 0.63% ※100%保証から の借換えの場合 年0.75%	法人代表者 以外原則不要	金融機関 又は信用 保証協会 所定	商工会議所 商工会 中央会 金融機関	<注15>
3年超-5年以下	年1.3%						
5年超-7年以下	年1.5%						
3年以下	年1.1%	<注14>	年 0.45% ~1.9%	法人代表者 以外原則不要	金融機関 又は信用 保証協会 所定	商工会議所 商工会 中央会 金融機関	
3年超5年以下	年1.3%						
5年超7年以下	年1.5%						
7年超	年1.7%						
3年以下	年1.1%	(必要により) 普通保証	年 0.45% ~1.9%	法人代表者以外原則不 要 (協会保証を付けない 場合は金融機関所定)	金融機関 又は信用 保証協会 所定	商工会議所 商工会 中央会 金融機関	
3年超-5年以下	年1.3%						
5年超-7年以下	年1.5%						
7年超	年1.7%						
3年以下	年1.1%	(必要により) 普通保証	年 0.45% ~1.9%	法人代表者以外原則不 要 (協会保証を付けない 場合は金融機関所定)	金融機関 又は信用 保証協会 所定	商工会議所 商工会 中央会 金融機関	
3年超-5年以下	年1.3%						
5年超-7年以下	年1.5%						
7年超	年1.7%						
3年以下	年1.0%	(必要により) 普通保証	年 0.45% ~1.9%	法人代表者以外原則不 要 (協会保証を付けない 場合は金融機関所定)	金融機関 又は信用 保証協会 所定	商工会議所 商工会 中央会 金融機関	
3年超-5年以下	年1.1%						
5年超-7年以下	年1.3%						
7年超	年1.5%						

ます。
お問い合わせください。
お問い合わせください。
部産業人材課(TEL 043-223-2756)にお問い合わせください。

5年超-7年以下で年1.2%となります。

7

申込みに必要な書類

(1) 申込みに必要な書類 (県所定様式は県ホームページからダウンロードできます。)

	事業資金	サボート短期資金	小規模事業資金	創業資金	挑戦資金	経営力強化資金	セーフティネット資金				再生資金	事業承継資金	観光施設資金	環境保全資金	障害者雇用推進資金
							市町村認定	激甚災害	危機関連	震災復興					
付申機込	商工会議所、商工会、中央会、取扱金融機関	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
関受	商工会議所、商工会、取扱金融機関				○										
県制度融資所定様式	融資申込書(県制度融資申込書)(別記様式第5)	(注1)※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	確認書(別記様式第12)	(注2)※									△				
	組合共同事業設備基本計画書(別記様式第13)	(注3)※	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	経歴書(別記様式第14)	(注4)※			△										
	勤続証明書(別記様式第15)	(注4)※			△										
	収支実績3箇年収支計画書(別記様式第16)	(注5)※				△									
添付書類	決算書又は確定申告書	(注6)※	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	事業税納税証明書	※	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	許認可証	(注7)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	見積書・カタログ・平面図等	(注8)	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△
	売掛債権を証する書類	(注9)		△											
	都道府県民税納税証明書	※			○										
	事業に着手したことを証する書類	(注10)			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	資格を証する書類	(注4)			△										
	経営革新計画承認書	(注11)				△									
	商店街活性化事業計画に係る認定書	(注12)				△									
	事業計画書	(注12)					○					○			
	市町村長認定書	※						○		○	△				
	罹災証明書	(注13)※							○		△	△			
	売上台帳、不渡手形等融資対象であることを証する書類	(注13)										△			
	事業承継に係る金融支援の認定書	(注14)											○		
	観光施設整備計画承認書	(注15)												○	
	環境保全資金融資対象事業認定通知書	(注16)													○
「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」状況確認通知書	(注17)														○

○・・・必須 △・・・場合により必要

【必要部数】信用保証協会の保証を付す場合は2部、商工会議所・商工会・中央会経由で保証を付す場合は3部

- 注1 ※を付している書類は、必要部数のうち1部は原本で提出し、※を付していない書類は全て写しの提出でも可能です。
- 注2 申込受付機関で書類を作成してください。
- 注3 組合で共同事業を行う場合に提出してください。
- 注4 創業資金の経験・資格枠を申し込む場合は経歴書を提出し、併せて、経験を理由とする場合は勤続証明書、資格を理由とする場合は資格を証する書類を提出してください。
- 注5 経営革新計画の承認による資金以外の資金を申し込む場合に提出してください。
- 注6 1年以上の業歴がある場合に提出してください。なお、決算後(確定申告後)6ヶ月を経過している場合は残高試算表も併せて提出してください。信用保証協会の特別小口保証を利用する場合、事業税の納税額がない場合は、最近一年間に納期の到来した所得税(法人税)又は住民税の所得割のいずれかの納税証明書を提出してください。
- 注7 許認可を必要とする事業の場合に提出してください。
- 注8 設備資金の融資を申し込む場合に提出してください。
- 注9 売掛債権活用枠は、契約書、発注書、納品書等、売掛債権の内容が具体的に分かる書類を提出してください。
- 注10 創業後1年未満の方が申し込む場合、県税事務所への開業届や法人登記、事務所等の賃貸や仕入れに係る契約書等、事業に着手したことが具体的に分かる書類を提出してください。
- 注11 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を融資要件とする場合は経営革新計画承認書を、地域商店街活性化法の認定を融資要件とする場合は商店街活性化事業計画に係る認定書を添付してください。
- 注12 事業計画書は、資金に付する保証に定められた支援機関の支援を受けて策定した事業計画書を提出してください。
- 注13 (震災復興)罹災証明書もしくは市町村長の認定書のいずれかが必要です。(原発事故に係る警戒区域等内に事業所を有する場合は、商業登記簿や納税証明書等が必要です。)(一般)災害を理由とする場合は、罹災証明書、売上減少は様式12を、それ以外の場合については、売上台帳や不渡手形等、融資要件の対象であることを証する書類を提出してください。
- 注14 事業承継に係る金融支援の認定書は、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」第12条の規定による認定書のことをいいます。
- 注15 「観光施設資金に係る観光施設整備計画の承認に関し必要な事項を定める要領」第3条による承認書のことをいいます。
- 注16 「環境保全資金の対象事業の認定に関する要領」第4条の規定による通知書のことをいいます。
- 注17 千葉県障害者雇用優良事業所認定事業実施要綱第8条の規定による通知書のことをいいます。
- 注18 事業資金(動産担保融資枠)については、追加の書類が必要になる場合があります。

(2)信用保証協会の保証を付す場合に必要書類

下線部は所定様式。なお、書類についてのご不明な点は、千葉県信用保証協会(P12 [11](#)参照)にお問い合わせください。

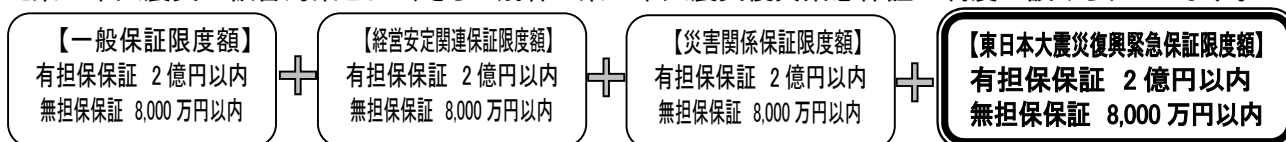
必要書類	備考
信用保証委託申込書・信用保証委託契約書・個人情報の取り扱いに関する同意書	
法人登記事項証明書、定款(写) (法人)	初めて利用する場合及び内容に変更があった場合
印鑑証明書	
建築確認書(写)、設備資金検討表、見積書(写)、契約書(写)	設備資金の場合
不動産登記簿謄本、公図・住宅地図、建物図面・各階平面図	担保付きの申込みの場合
許認可証(写)、受注明細表、宣誓書(飲食業、軽微な工事業)	業種の内容による
所有者の承諾書	自己所有物でない土地・建物に建設・改装を行う場合
創業計画書	創業資金を申し込む場合(新規創業者以外は不要)
事業報告書等※	NPO法人の場合

※特定非営利活動促進法第28条に規定する次の書類

事業報告書、計算書類及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面

8 信用保証協会の保証限度額について

一般保証とは別枠で、売上の減少や、取引先等の再生手続等の申請、災害、取引金融機関の破綻等により経営に支障を生じている場合に利用できる経営安定関連保証及び災害関係保証の制度があります。また東日本大震災の被害対策として、さらに別枠で東日本大震災復興緊急保証の制度が設けられています。



※東日本大震災に係る災害関係保証については、経営安定関連保証と合算で2億8,000万円以内となります。

また、東日本大震災に係る災害関係保証・経営安定関連保証・東日本大震災復興緊急保証・危機関連保証は合算で5億6,000万円以内となります。

① 東日本大震災復興緊急保証における利用要件(市町村長による認定書等が必要となります)

区域 特定被災	直接的な被害を受けた方 (原発事故に係る警戒区域等内に事業所を有する方)	罹災証明書(事業者用) (商業登記簿や納税証明書等)
	※	震災の影響により業況が悪化している方

特定被災区域内に事業所を有する方のみが東日本大震災復興緊急保証の対象となります。

なお、特定被災区域外の方が、被災施設の復旧等のために資金を必要とする場合は、災害関係保証を利用して、セーフティネット資金・震災復興枠を利用できます。

※ 千葉県内の特定被災区域

千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 野田市 成田市 佐倉市 東金市 柏市 旭市 習志野市 八千代市 我孫子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市 香取市 山武市 大網白里市(印旛郡)酒々井町 栄町(香取郡)神崎町 多古町 東庄町(山武郡)九十九里町 横芝光町(長生郡)白子町

② 経営安定関連保証における利用要件について(市町村長による認定が必要となります)

1号	民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者等の方
2号	生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により売上等が減少している中小企業者等の方
3号	突発的災害(事故等)の発生に起因して売上高が減少している中小企業者等の方
4号	突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者等の方
5号	(全国的に)業況の悪化している業種に属する中小企業者等の方
6号	破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入の減少等が生じている中小企業者等の方
7号	金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化により借入れが減少している中小企業者等の方
8号	整理回収機構へ貸付債権が譲渡された中小企業者等のうち、事業の再生が可能な方

9

県制度融資に対する補助等

(1) 創業者、中小企業者の方向けの支援

⑥-4 の創業資金を利用する創業者又は中小企業者の方を対象に、保証料の1/2に相当する額を補助します(保証料率 0.8%から 0.4%に引き下げ)。※補助を受けるにあたっての手続きは不要です。

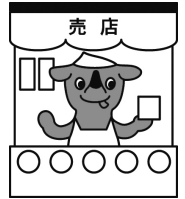
(2) 小規模企業者の方向けの支援等

① 保証料補助について

小規模企業者・小規模の NPO 法人に対して、保証料率の1.15%を超える部分に相当する保証料を全額補助します。※補助を受けるにあたっての手続きは不要です。

〈補助対象となる資金〉

⑥-7 セーフティネット資金(一般枠)



② 小規模事業資金における商工会議所・商工会連携型即決保証について

商工会議所、商工会で経営指導を受けている会員(歴6ヶ月以上)で、以下の申込要件で小規模事業資金を利用する場合、無担保で原則として申込の翌日に保証承諾を行っています。

	申込要件	限度額
法人	債務超過でないこと、かつ有利子負債月商倍率6倍以下	月商の3倍以内で 300万円を上限
個人	青色申告者であって、当期利益計上かつ元入金プラス	

※法人については、商工会議所・商工会の改善指導により申込要件の緩和措置があります。

(3) 動産担保融資制度に係る手数料補助について

⑥-1 事業資金(動産担保融資枠)を利用する中小企業者等に対して、機械設備・車両等を担保として提供する際に必要な手数料を対象に補助を実施します。

補助対象	中小企業者等が負担する担保評価費用、担保の買取りや債務保証に係る費用、金融機関における取扱手数料
補助限度額	補助対象となる手数料の総額(消費税を含む)から、 融資額×1.15%×融資期間(年)×0.55を控除した額 ※ただし、融資額の4%を上限
申込窓口	取扱金融機関
その他	融資実行時に負担した手数料が補助対象となります (融資実行後に発生した手数料は補助対象外)

10

返済期間の延長・借換え

(1) 返済期間の延長及び借換えができない方(下記のいずれかに該当する方)

- ① 更生、再生、破産又は特別清算手続きの申立てをした方
- ② 手形又は小切手の不渡りを出してから6ヶ月以内に2回目の不渡りを出し、銀行取引停止処分を受けた方
- ③ 支払不能でんさいがあつてから6ヶ月以内に2回目の支払不能を起こし、でんさいの取引停止処分を受けた方
- ④ 手形交換所で第1回目の不渡りが発生してから、6ヶ月を経過していない方
- ⑤ でんさいネットで第1回目の支払不能が発生してから、6ヶ月を経過していない方
- ⑥ 申込者名義の預金・資産に対して、仮差押又は差押の命令通知が發送されている方
- ⑦ 廃業・長期休業により、現行の契約どおり借入れの返済が不可能あるいは困難となっている方

(2)返済期間の延長<注1>

一定の条件を満たせば、**6**に記載されている資金ごとの「融資期間」を超えて延長することができます。

① 要件

融資後6ヶ月を経過し、かつ、売上減少、取引先倒産、収益悪化等の一定の要件を満たす方。

※融資期間内での延長は、どの資金でも可能です。

② 融資期間を超えて延長できる年数

a: サポート短期資金 6ヶ月<注2>

b: セーフティネット資金(市町村認定5号・運転資金) 3年

c: その他の資金 1年

※「観光施設資金」、「(旧)魅力ある観光施設づくり資金」は対象外です。

③ 融資期間内での延長及び融資期間を超える延長をした場合の融資利率

	対象資金	返済期間延長後の融資利率
1	平成18年度までに実行された融資	当初実行時の融資利率
2	平成19年4月以降に実行された100%保証の資金又は事業資金	当初実行から返済期間延長後までの期間を通算し、当該融資期間に対応する融資実行時点の融資利率
3	平成19年10月以降に実行されたサポート短期資金(80%保証の融資に限る)	当初実行時の融資利率に年0.5%以内の利率を加えた融資利率
4	平成19年10月以降に実行された80%保証の資金(事業資金を除く)	当初実行から返済期間延長後までの期間を通算し、当該融資期間に対応する融資実行時点の融資利率に年0.5%以内の利率を加えた融資利率

<注1> 融資期間内での延長及び融資期間を超える延長をした時の償還方法は、不均等償還も可能です。

<注2> サポート短期資金(一括償還)について、融資期間内での延長及び融資期間を超える延長をした場合、償還方法は割賦償還となり、再度の延長により融資期間は最長1年6ヶ月まで延長できます。

(3)借換え

<禁止される借換え>

① 県制度融資以外の融資から県制度融資へは借り換えできません。

② 県制度融資内の借換えであっても、以下の場合は借り換えできません。

- 80%保証資金から100%保証資金への借換え
- 保証協会の保証を付していない資金から保証付き資金への借換え
- **6**に記載されている融資期間を超えた延長と同時に借換え
- 据置期間中の借換え(サポート短期資金(一括返済)の借換えは本項に該当しません)
- サポート短期資金以外の資金からサポート短期資金への借換え



<借換え時の制限等>

① 借換え先の資金は、事業資金、小規模事業資金、サポート短期資金、経営力強化資金、セーフティネット資金、再生資金、障害者雇用推進資金のいずれかになります。(要件に該当していることが必要です。)

② 借換え時の融資残高に上乗せして借り入れることができます。

③ 既に返済期間の延長をしている資金を借換える場合は、取扱金融機関等が返済期間延長後も安定した事業の継続が可能であると認めた場合に借換えをすることができます。

④ 異なる金融機関で借換えを行う場合は、当初融資を受けた金融機関の事前の承諾が必要です。

(借換えは借入れと返済が同日履行となります。)

11 千葉県信用保証協会について

千葉県信用保証協会は、中小企業者の皆様の金融の円滑化のために設立された公的機関です。



【本店】 〒260-8501 千葉市中央区中央4丁目17番8号(千葉県自治会館内)
保証課 TEL. 043-221-8111 FAX. 043-221-8423

【松戸支店】 〒271-0091 松戸市本町7番10号(ちばぎんビル4階)
保証課 TEL. 047-365-6010 FAX. 047-365-6055
ホームページ (<http://www.chiba-cgc.or.jp/>)

※申込窓口 金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会

① 保証料について

セーフティネット保証など一部の保証を除き、経営状況を踏まえて保証料率が決定されます。
また、信用保証協会が債務の80%を保証する「責任共有制度」の対象となる保証制度と、信用保証協会が債務の100%を保証する保証制度とでは、保証料率が異なります。なお、有担保等の場合は、保証料の割引(0.1%)があります。

区 分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率 (%)	責任共有対象保証(80%※保証)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	責任共有対象外保証(100%※保証)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※信用保証協会の負担割合

② 責任共有対象外保証について

以下の保証は、責任共有制度の対象外保証(100%保証)となります。
(県制度融資で利用している保証と対象となる資金のみを掲載しております。)

保証名	資金名	備考
小口零細企業保証 ※1 ※2	サポート短期資金(小口零細企業保証枠) 小規模事業資金(小口零細企業保証枠)	小規模事業資金(小口零細企業保証枠)は、特別小口保険が利用できます。
創業関連保証・創業等関連保証 ※2	創業資金	
経営安定関連保証(1号～4号及び6号認定に限る)	セーフティネット資金(市町村認定)	
災害関係保証	セーフティネット資金(激甚災害)	国が定める災害等
	セーフティネット資金(震災復興)	国が定める災害等
東日本大震災復興緊急保証	経営力強化資金	100%保証からの借換えの場合
経営力強化保証	再生資金	
事業再生計画実施関連保証 ※2		

※1 小規模企業者(従業員が20名以下(「商業」・「宿泊業」・「娯楽業」を除く「サービス業」)にあつては5名以下)の中小企業者が対象です。既存の保証債務残高との合計が2,000万円以内となる新規保証を申し込んだ場合、信用保証協会が100%の保証を行います。
※2 NPO法人はご利用になれません。ただし、NPO法人が医業を主たる事業とする小規模企業者である場合は、小口零細企業保証については利用できます。

③ 経営者保証に関するガイドラインについて

経営者保証に関するガイドラインが運用されています。詳細については信用保証協会までお問い合わせください。

12 他機関の融資等

- ①市町村の融資制度 各市町村商工担当課又は千葉県信用保証協会
- ②(株)日本政策金融公庫 国民生活事業：千葉支店(043-241-0078)、松戸支店(047-367-1191)
船橋支店(047-433-8252)、館山支店(0470-22-2911)
中小企業事業：千葉支店(043-243-7121)